

詠唱とは

吉水流詠唱（詠唱）とは

吉水流詠唱（以下「詠唱」という。）とは、宗義に則り、称名正行の助業として浄土宗が制定した「詠歌」、「和讃」および「舞」をいいます。

詠唱をする者は、詠唱を研修し、本宗の儀式、法要その他の行事に参加協力し、念仏同心の和を広げていかなければなりません。

詠唱に入門するには

実際に入門しようとする者は、詠唱の支部のある寺院などにおいて、有資格者の指導のもとに練習します。

教本用具を購入するには

詠唱に必要な用具（吉水流鈴鉦セットなど）は、総本山知恩院、大本山増上寺または大本山善導寺の吉水講本部にてご購入ください（浄土宗では一切販売いたしておりません）。

- ・ 総本山知恩院吉水講本部 TEL 075-531-2157
- ・ 大本山増上寺吉水講本部 TEL 03-3432-1431
- ・ 大本山善導寺吉水講本部 TEL 0942-47-3369

資格を得るためには

詠唱の資格として、「詠唱教導司」・「詠唱教司」・「詠唱講司」・「詠讃司」・「詠唱司」があり、詠唱検定試験（寺院、教区、地区単位で実施）を受験し合格することで、詠唱の資格が認定されます。

検定試験（進級）の内容については次のとおりです。

詠唱講司の受験資格

- (1) 5級詠唱講司 僧侶および寺族
- (2) 4級詠唱講司 5級詠唱講司認定後、2年以上経過した方
- (3) 3級詠唱講司 4級詠唱講司認定後、2年以上経過した方
- (4) 2級詠唱講司 3級詠唱講司認定後、3年以上経過した方
- (5) 1級詠唱講司 2級詠唱講司認定後、3年以上経過した方

詠唱司の受験資格

- (1) 5級詠唱司 檀信徒
- (2) 4級詠唱司 5級詠唱司認定後、1年以上経過した方
- (3) 3級詠唱司 4級詠唱司認定後、2年以上経過した方
- (4) 2級詠唱司 3級詠唱司認定後、3年以上経過した方
- (5) 1級詠唱司 2級詠唱司認定後、3年以上経過した方

検定試験の手続き

検定試験を行うには『詠唱検定試験実施届』を組長、教区長を経由して、検定試験実施 30 日前までに宗務庁へ提出してください。

検定当日に 5 級詠唱（講）司辞令、詠唱（講）司袈裟および詠唱バッヂが必要な場合は、申請書にご記入ください。

注意事項

検定当日に 5 級詠唱（講）司認定証、詠唱（講）司袈裟および詠唱バッヂが必要な場合は、申請書にその旨をご記入ください。

冥加料

	検定	認定
5 級詠唱（講）司	2, 000 円	
4 級詠唱（講）司	2, 000 円	2, 000 円
3 級詠唱（講）司	2, 000 円	2, 000 円
2 級詠唱（講）司	2, 000 円	3, 000 円
1 級詠唱（講）司	2, 000 円	3, 000 円

詠唱講司の検定科目（R4.4～R8.3）

検定級	検定曲目	その他
一級詠唱講司	①報恩講寺の御詠歌 ②冬の御詠歌 ③日々に新たな御詠歌 ④花まつり和讃 ⑤三宝和讃	1 筆記試験 2 作法及び行儀 3 日常勤行の読誦
二級詠唱講司	①花のうてなの御詠歌 ②秋の御詠歌 ③来迎和讃 ④引接和讃	
三級詠唱講司	①弥陀本願の御詠歌 ②蓮のうてなの御詠歌 ③開宗和讃 ④追善供養和讃	
四級詠唱講司	①法然上人ふたはたの御詠歌 ②御忌和讃 ③彼岸和讃 ④十夜和讃	
五級詠唱講司	①月かげの御詠歌 ②光明摂取和讃 ③入（退）堂和讃	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置として、令和4年度に限り従前の検定科目（R4.3まで）での受験が認められています。
詳しくは、所属教区の詠唱指導普及委員までお問い合わせください。

詠唱司の検定科目（R4.4～R8.3）

検定級	検定曲目	その他
一級詠唱司	①三宝和讃 ②花まつり和讃 ③報恩講寺の御詠歌 ④秋の御詠歌	
二級詠唱司	①来迎和讃 ②引接和讃 ③花のうてなの御詠歌 ④弥陀本願の御詠歌	
三級詠唱司	①開宗和讃 ②追善供養和讃 ③十夜和讃 ④蓮のうてなの御詠歌	

四級詠唱司	①御忌和讃 ②彼岸和讃 ③法然上人ふたはたの御詠歌	
五級詠唱司 (団体詠唱・ 鈴鉦なし可)	①月かげの御詠歌 ②光明摂取和讃	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置として、令和4年度に限り従前の検定科目(R4.3まで)での受験が認められています。
詳しくは、所属教区の詠唱指導普及委員までお問い合わせください。

詠唱司の特別進級

詠唱規程(宗規第30号)第23条により、検定試験を受検しなくても、下記条項を具備することによって詠唱司の階級を1段階特別進級することができます。

(ただし、特別進級により進級した方は、それ以降進級することはできません。)

- (1) 本宗の教旨および目的を熟知し、優秀であること。
- (2) 寺院または教会の興隆発展に貢献していること。
- (3) 吉水講の信条を体解し、優秀であること。
- (4) 吉水講の興隆発展に関して、特に功労があること。
- (5) 詠唱司進級に要する経過年数の2倍以上の年数を経過していること。
- (6) 年齢70歳以上にして、檀信徒その他の者の模範であること。

詠唱司特別進級の手続き

当該寺院の住職より、上記の条項を具備している者があれば、組長・教区長を経由して申請冥加料2,000円を添えて宗務庁へ申請してください。

様式番号

334

申請書名

詠唱検定試験実施届

お問い合わせ

教学部 〒605-0062 京都市東山区林下町400-8

TEL 075-525-0480 FAX 075-531-5105